

3 4 障害者福祉（「広島県障害者プラン」の推進）

〔現況及び施策の方向〕

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものに対して、「障害者基本法」等の関係法令及び広島県障害者プラン等の各種計画に基づき、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進する。

第1表 身体障害者（児）の数（平成27年3月31日現在）

（単位 人）

区 分		視覚障害	聴覚・平衡・音声言語・ そしゃく機能障害	肢体不自由	内部障害	計
18 歳未満	県 分	37	133	459	206	835
	広島市分	44	123	483	249	899
	福山市分	5	55	201	77	338
	計	86	311	1,143	532	2,072
18 歳以上	県 分	4,588	5,565	33,437	15,953	59,543
	広島市分	3,308	3,605	22,437	12,156	41,506
	福山市分	1,339	1,787	10,123	4,992	18,241
	計	9,235	10,957	65,997	33,101	119,290
合 計	県 分	4,625	5,698	33,896	16,159	60,378
	広島市分	3,352	3,728	22,920	12,405	42,405
	福山市分	1,344	1,842	10,324	5,069	18,579
	計	9,321	11,268	67,140	33,633	121,362

（注）身体障害者手帳交付台帳の登載数である。

第2表 知的障害者（児）の数（平成27年3月31日現在）

（単位 人）

区 分		最 重 度	重 度	中 度	軽 度	計
18 歳未満	県 分	352	606	637	1,535	3,130
	広島市分	202	537	508	1,376	2,623
	計	554	1,143	1,145	2,911	5,753
18 歳以上	県 分	1,286	4,471	3,321	2,227	11,305
	広島市分	625	1,828	1,476	1,501	5,430
	計	1,911	6,299	4,797	3,728	16,735
合 計	県 分	1,638	5,077	3,958	3,762	14,435
	広島市分	827	2,365	1,984	2,877	8,053
	計	2,465	7,442	5,942	6,639	22,488

（注）療育手帳交付台帳の登載数である。

第3表 精神障害者保健福祉手帳の所持者数（平成27年3月31日現在）（再掲）

（単位 人）

区 分	1 級	2 級	3 級	計
県 分	1,181	9,772	3,257	14,210
広 島 市 分	1,329	8,468	2,971	12,768
計	2,510	18,240	6,228	26,978

（注）精神障害者保健福祉手帳交付台帳の登載数である。

第4表 特定医療費(指定難病)支給認定事業承認数（再掲）

（単位 件）

区 分	平成26年度	平成25年度	平成24年度
特定医療費(指定難病)支給認定事業承認数	21,530	19,248	18,126

〔「広島県障害者プラン」の推進〕

平成 26 年 3 月に策定した「広島県障害者プラン」に基づき、全ての県民が障害の有無にかかわらず、広島に生まれ、育ち、住み、働いて良かったと心から思え、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、総合的かつ長期的な視点で障害者施策の計画的推進を図るとともに、平成 27 年 3 月に策定した「第 4 期広島県障害福祉計画」に基づき、障害福祉サービス等の提供体制の整備に努める。

1 障害への理解促進と協働による共生（予算額 15,698 千円）

(1) 障害に対する理解の促進（予算額 3,848 千円）

ア 啓発冊子の発行等

障害者（児）に対する社会の正しい理解と認識を深めるための福祉思想の普及啓発を図るため、「障害のある人びとの福祉」の発行等を行う。

イ ふれ愛プラザ運営費等の助成（予算額 3,848 千円）

ノーマライゼーションの理念の推進と県民への福祉の啓発を図るため、紙屋町地下街福祉公共スペース「ふれ愛プラザ」の運営費等を助成する。（平成 13 年度創設）

- 運営主体 公益社団法人広島県就労振興センター
- 事業内容 障害者就労支援事業所等の製品の展示・販売、福祉情報の発信、車椅子の貸出等
- 開業時間 平日・土曜日 11:00～21:00、日曜日・祝日 10:00～20:00
- 場所（規模） 紙屋町地下街南端部（約 48 m²）

(2) あいサポートプロジェクトの推進（予算額 9,920 千円）

様々な障害の特性や障害のある方が困っていることを知り、それぞれに必要な配慮を理解し実践することで、誰もが暮らしやすい共生社会の実現を目指して、企業や関係団体等との協働による「あいサポートプロジェクト」を実施する。（平成 23 年度創設）

ア あいサポート運動の実施

「あいサポーター」研修の出前講座等（平成 27 年 3 月末現在 あいサポーター数：137,415 人、あいサポート企業・団体数：411 企業・団体、あいサポートリーダー数：75 人）

イ あいサポートアート展等の開催

障害のある方のアート展等を開催して、県民の障害への理解と認識を深め、障害のある方の自立と社会参加の促進を図る。

(3) 各種団体との協働の促進（予算額 1,930 千円）

身体障害者（児）・知的障害者（児）関係団体に対して運営費等を補助し、障害者（児）の福祉を向上させるための活動を促進する。

ア 団体運営費の助成（予算額 1,730 千円）

イ 大会運営費の助成（予算額 200 千円）

- 第 61 回全国盲青年研修大会

第5表 身体障害者（児）関係団体に対する補助の状況

(単位 千円)

区 分	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
(一 社) 広島県身体障害者団体連合会	250	250	250
(社 福) 広島県肢体障害者連合会	140	140	140
(社 福) 広島県視覚障害者団体連合会	140	140	140
(一 社) 広島県ろうあ連盟	140	140	140
広島県難聴者・中途失聴者団体連合会	110	110	110
(特 活) 広島県腎友会	110	110	110
恵 声 会	110	110	110
全国脊髄損傷者連合会 広島県支部	100	100	100
計	1,100	1,100	1,100

〔負担割合 県 10/10〕

第6表 知的障害者（児）関係団体に対する補助の状況

(単位 千円)

区 分	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
(一 社) 広島県手をつなぐ育成会	210	210	210
広島県知的障害者福祉協会	110	110	110
(特 活) 広島自閉症協会	100	100	100
広島県重症心身障害児（者）を守る会	100	100	100
広島県心身障害者父母の会連合会	110	110	110
計	630	630	630

〔負担割合 県 10/10〕

2 保健、医療の充実（予算額 9,313,775 千円）

保健・医療提供体制の充実

(1) 自立支援医療（更生医療）（予算額 861,270 千円）

心身の障害の軽減を図る自立支援医療のうち、障害の除去、又は軽減により日常生活を容易にすること等を目的とした医療に公費負担を行う市町に対し助成する。（昭和 24 年度創設・平成 18 年度自立支援医療に移行）

第7表 更生医療の給付状況

(単位 人, 千円)

区 分	平成 26 年度		平成 25 年度		平成 24 年度	
	給付人員	公費負担額	給付人員	公費負担額	給付人員	公費負担額
入院	視覚障害	0	0	0	0	0
	聴覚・平衡機能障害	0	0	0	1	110
	音声・言語・そしゃく機能障害	1	85	1	173	0
	肢体不自由	37	9,340	51	4,089	60
	心臓機能障害	2	4,098	5	123	11
	じん臓機能障害	153	159,189	169	177,183	164
	小腸機能障害	0	0	0	0	0
	肝機能障害	8	787	9	1,452	11
	免疫機能障害	2	334	6	3,868	2
区 分	平成 26 年度		平成 25 年度		平成 24 年度	
	給付人員	公費負担額	給付人員	公費負担額	給付人員	公費負担額
入院外	視覚障害	0	0	0	0	0
	聴覚・平衡機能障害	0	0	0	2	7
	音声・言語・そしゃく機能障害	1	72	1	84	1
	肢体不自由	11	99	8	15	12
	心臓機能障害	1	26	0	0	0
	じん臓機能障害	773	717,242	760	710,837	757
	小腸機能障害	0	0	0	0	0
	肝機能障害	43	8,524	39	7,595	37
	免疫機能障害	64	25,515	56	20,782	50
訪問看護		0	0	1	263	0
計	1,096	925,312	1,106	926,465	1,108	944,448

(注) 広島市及び福山市を除く。

〔負担割合 国 1/2, 県 1/4, 市町 1/4〕

小数点以下の四捨五入により合計値と合わない。

(2) 自立支援医療（精神通院医療）（予算額 3,908,576 千円）

心身の障害の軽減を図る自立支援医療のうち、在宅精神障害者の医療の確保を容易にするために
行われる通院医療の医療費を公費負担する。（昭和 40 年度創設・平成 18 年度自立支援医療に移行）

第 8 表 精神通院医療の給付状況

（単位 人、件）

区 分	通院公費負担	
	通院患者数	年間診療件数
平成 26 年度	22,379	368,285
平成 25 年度	21,009	348,217
平成 24 年度	19,942	329,829

（注）1 広島市を除く。〔負担割合 国 1/2, 県 1/2〕
2 通院患者数については、各年度とも 6 月 30 日現在の数である。

(3) 療養介護医療事業（予算額 163,180 千円）

医療的ケアを必要とする障害者のうち、常時介護を要する障害者を対象に、病院等における療養介護のうち医療に要する費用を給付する。（平成 18 年度創設）

第 9 表 療養介護医療給付事業の状況

（単位 市町、千円）

区 分	市町数	県費負担額
平成 27 年度（見込）	23	163,180
平成 26 年度	23	146,855
平成 25 年度	23	123,546

（注）広島市及び福山市を含む。〔負担割合 国 1/2, 県 1/4, 市町 1/4〕

(4) 重度心身障害者医療の公費負担（予算額 4,380,272 千円）

重度心身障害者（児）の健康管理と保護者の経済的負担の解消を図るため、身体障害者手帳 1 級～ 3 級又は療育手帳㊤（最重度知的障害者）、A（重度知的障害者）、B（中度知的障害者）の交付を受けている者（児）の医療費を負担する市町（広島市、福山市を含む。）に対し助成する。（昭和 48 年度創設）

ただし、次の場合は対象から除く。

- 生活保護の適用を受けているとき。
- 児童福祉施設（公費により医療費が支弁される施設に限る。）に入所しているとき。
- 障害者又はその扶養義務者の所得が一定額を超えるとき。
- 国民健康保険法の被保険者で、同法第 116 条の 2 に規定する施設への入所措置により、当該市（町）の区域内に住所を有することとなったとき。

第 10 表 重度心身障害者医療公費負担の状況

区 分	支給者数	助成件数 (A)	障害者医療助成額 (B)	(B)のうち県費補助額 (C)	1件当たり助成額 (B) / (A)
平成 25 年度	64,890 人	1,883,546 件	8,499,835 千円	3,975,554 千円	4,513 円
平成 24 年度	64,354 人	1,851,289 件	8,472,530 千円	3,966,245 千円	4,577 円
平成 23 年度	63,788 人	1,808,929 件	8,430,068 千円	3,948,864 千円	4,660 円

〔負担割合 県 1/2, 市町 1/2, 広島市は県 40/100〕

(5) 広島県障害者介護給付費等不服審査会の運営（予算額 477 千円）

市町の行った介護給付費等に係る処分に対する審査請求の事案を調査審議するために設置している広島県障害者介護給付費等不服審査会を運営する。（平成 18 年度創設）

第 11 表 審査請求の状況

区 分	件 数	審 査 結 果
平成 26 年度	3	取下げ 1 件、平成 27 年度へ繰越 2 件
平成 25 年度	8（平成 24 年度からの繰越 8 件を含む）	裁決（棄却） 8 件
平成 24 年度	9（平成 23 年度からの繰越 1 件を含む）	裁決（認容） 1 件、平成 25 年 3 月末現在手続中 8 件

3 地域生活の支援体制の構築（予算額 13,585,541 千円）

(1) 福祉サービス等の提供（予算額 13,491,510 千円）

ア 介護給付、訓練等給付事業（予算額 9,624,254 千円）

居宅介護、同行援護、短期入所、共同生活援助等の障害福祉サービス事業を実施する市町に対し負担する。（平成 18 年度創設）

第 12 表 介護給付、訓練等給付事業の状況（単位 市町、千円）

区 分	市町数	県費負担額
平成 27 年度（見込）	23	9,624,254
平成 26 年度（見込）	23	9,143,130
平成 25 年度	23	8,877,622

（注）広島市及び福山市を含む。

〔負担割合 国 1/2、県 1/4、市町 1/4〕

第 13 表 指定障害福祉サービス等事業者数の状況（平成 27 年 4 月 1 日現在）

サービス種別	県分	その他市町分	合 計
居宅介護（ホームヘルプ）	12	549	561
重度訪問介護	11	527	538
行動援護	2	48	50
同行援護	3	177	180
療養介護	9	2	11
生活介護	123	88	211
短期入所（ショートステイ）	3	149	152
重度障害者等包括支援	0	1	1
施設入所支援（障害者支援施設）	41	29	70
自立訓練（機能訓練）	5	2	7
自立訓練（生活訓練）	12	5	17
自立訓練（宿泊型）	2	2	4
就労移行支援（資格取得型）	0	0	0
就労移行支援（一般型）	49	37	86
就労継続支援 A 型	26	41	67
就労継続支援 B 型	126	116	242
共同生活援助（グループホーム）	1	112	113
一般相談支援	0	107	107
特定相談支援	0	217	217

※休止中・廃止の事業所は除く。

イ 重度訪問介護等の利用促進に係る市町支援事業（予算額 46,201 千円）

重度訪問介護サービス等に対する支給額が、国庫負担基準額超過の市町に対し、財政支援を行い、重度障害者等の地域生活を支援する。（平成 24 年度創設）

第 14 表 重度訪問介護等の利用促進に係る市町支援事業の状況

（単位 市町、千円）

区 分	市町数	県費負担額
平成 27 年度（見込）	21	46,201
平成 26 年度	21	29,791
平成 25 年度	21	31,859

（注）広島市及び福山市を含まない。

〔負担割合 国 1/2、県 1/4、市町 1/4〕

ウ 障害児通所給付事業（予算額 1,458,305 千円）

障害児に対し、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等の障害児通所支援事業を実施する市町に対し負担する。（平成 24 年度創設）

第 15 表 障害児通所給付事業の状況

（単位 市町、千円）

区 分	市町数	県費負担額
平成 27 年度（見込）	23	1,458,305
平成 26 年度	23	1,170,623
平成 25 年度	23	1,158,185

（注）広島市及び福山市を含む。

〔負担割合 国 1/2、県 1/4、市町 1/4〕

エ 障害児入所施設等への入所措置等（予算額 755,574 千円）

障害のある児童が、日常生活の指導や治療等を受けるために障害児入所施設等へ入所（措置・契約）するための費用の一部又は全部を負担する。（昭和 22 年度創設）

児童福祉施設措置費（予算額 395,327 千円）

障害児施設給付費（予算額 360,247 千円）

オ 身体障害者（児）及び難病患者等の補装具の交付・修理（予算額 151,879 千円）

身体障害者（児）及び難病患者等の身体的機能の障害を補い、職業活動や日常生活を容易にするため、義手、義足、車椅子、補聴器、盲人安全つえ等の補装具を交付・修理し、その社会復帰の促進を図る。

第 16 表 補装具の交付・修理の状況（平成 26 年度）

（単位 件、円）

種 目	種 別	交 付		修 理		計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
義肢装具	肢 具	72	26,809,913	101	21,302,464	173	48,112,377
座位保持装置	座 位 保 持 装 置	102	8,359,692	42	3,151,722	144	11,511,414
盲人安全つえ	盲 人 安 全 つ え	106	46,318,132	147	17,051,520	253	63,369,652
義 鏡	義 鏡	83	334,322	0	0	83	334,322
眼鏡	眼 鏡	13	791,208	0	0	13	791,208
補聴器	補 聴 器	51	1,332,004	0	0	51	1,332,004
車椅子	車 椅 子	310	20,274,059	209	3,539,799	519	23,813,858
電動車椅子	電 動 車 椅 子	260	62,922,189	518	24,301,517	778	87,223,706
座位保持椅子	座 位 保 持 椅 子	36	23,878,940	215	15,496,093	251	39,375,033
起立保持具	起 立 保 持 具	28	2,033,196	4	154,684	32	2,187,880
歩行器	歩 行 器	1	411,130	0	0	1	411,130
頭部保持具	頭 部 保 持 具	29	1,293,479	11	261,200	40	1,554,679
排便補助具	排 便 補 助 具	23	163,226	0	0	23	163,226
歩行補助つえ	歩 行 補 助 つ え	0	0	0	0	0	0
重度障害者用意思伝達装置	重 度 障 害 者 用 意 思 伝 達 装 置	41	343,237	7	22,133	48	365,370
		9	3,196,010	7	293,144	16	3,489,154
計		1,164	198,460,737	1,261	85,574,276	2,425	284,035,013

（注）広島市及び福山市を除く。

〔負担割合 国 1/2, 県 1/4, 市町 1/4〕

カ 軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業（予算額 1,716 千円）

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の補聴器の購入に要する費用の一部を助成することにより、難聴児の健全な発達を支援し、福祉の増進を図る。（平成 25 年度創設）

キ 特別児童扶養手当の支給（予算額 26,632 千円：支給事務費）

特別児童扶養手当は、身体、知的又は精神に障害のある児童を家庭において監護している者に対し国が手当を支給して、その障害児の福祉の増進を図ることを目的としており、県及び市町が、これらの手当の認定、支給に関する諸事務を行う。（昭和 39 年度創設）

項 目	内 容
支 給 要 件	重度若しくは中度の障害を有する 20 歳未満の児童を監護している父母等に支給。 ただし、次の場合は除く。 ○児童が施設等に入所しているとき。 ○児童が障害を支給事由とする年金を受けているとき。 ○受給者やその者の配偶者・扶養義務者の所得が一定の額以上であるとき。
手 当 額	○1 級（重度）児童 1 人につき月額 51,100 円 ○2 級（中度）児童 1 人につき月額 34,030 円

第 17 表 特別児童扶養手当の認定及び支給状況

(単位 人)

平成 25 年度末 受給者数	平成 26 年 度 中 の 異 動										平成 26 年度末 受給者数	
	新規認定	支給停止解除	他県から転入	資 格 喪 失						支給停止		他県へ転出
				20歳到達	児童死亡	障害が軽度 に	受給者死亡	そ の 他	計			
5,772	946	72	68	321	32	7	6	180	546	96	72	6,144

(注) 広島市及び福山市を含む。

第 18 表 特別児童扶養手当の障害別受給児童数

(単位 人)

区 分	受 給 児童数	障 害 別 受 給 児 童 数					
		精 神 障 害		身 体 障 害		重 複 障 害	
		重 度	中 度	重 度	中 度	重 度	中 度
平成 26 年度	6,558	1,347	3,810	655	633	111	2
平成 25 年度	6,028	1,323	3,324	684	582	107	8
平成 24 年度	5,395	1,274	2,751	686	569	107	8

(注) 1. 広島市及び福山市を含む。
2. 各年度末の人数である。

ク 心身障害者扶養共済制度 (予算額 654,106 千円)

心身障害者 (児) を扶養している保護者の死後、残された障害者 (児) の生活の安定を図るため、心身障害者扶養共済制度を実施する。掛金の全額を納付することが困難と認められる加入者に対しては、掛金の減額を行う。(昭和 45 年度創設)

〔制度の概要〕

- 加入資格 心身障害者 (児) の保護者で 65 歳未満のもの
- 掛金の額 保護者の加入時の年齢に応じて条例で定める額
- 年金の額 月額 20,000 円 (口数追加加入者の場合 月額 40,000 円)

第 19 表 加入者及び年金受給者の状況

(単位 人, 口)

区 分	加 入 者	年 金 給 付	弔慰金給付
平成 26 年度	県 分	1,627	1,306
	広島市分	870	534
	計	2,497	1,840
平成 25 年度	県 分	1,684	1,287
	広島市分	893	515
	計	2,577	1,802
平成 24 年度	県 分	1,763	1,258
	広島市分	924	501
	計	2,687	1,759

(注) 1. 県分に福山市を含む。
2. 各年度末現在の数値である。
3. 弔慰金については、累計である。

ケ 障害者社会参加推進事業 (予算額 59,108 千円)

在宅の障害者に対し地域社会への参加を推進するため、次の事業を福祉団体に委託するなどして実施する。(昭和 39 年度創設)

第20表 障害者社会参加推進事業（県実施事業）の状況

(単位 千円)

事業名	事業内容	平成27年度	平成26年度	平成25年度
【共通分野】				
相談支援				
①身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業（平成10年度創設）	相談員の相談対応能力の向上を図るため研修を実施する。	371	413	413
情報支援				
②点字による即時情報ネットワーク事業（平成4年度創設）	重度の視覚障害者に対して、新聞等による最新の情報を点訳し、提供する。	1,744	1,744	1,744
生活訓練				
③生活訓練事業（昭和47年度創設）	オストメイト（人工肛門、人工膀胱造設者）に対して、ストマ用器具や社会生活に関することについて講習等を実施する。	421	468	468
④音声機能障害者発声訓練・指導者養成事業（昭和47年度創設）	疾病等により喉頭を摘出した音声機能喪失者に対して、発声訓練を行い、また、この発声訓練に携わる指導者を養成する。	347	386	380
スポーツ振興等地域交流支援				
⑤スポーツ指導員養成事業（平成元年度創設）	初級スポーツ指導員について、県内において養成講習会を実施する。	368	419	428
⑥広島県障害者スポーツ大会開催事業（平成19年度創設）	障害者スポーツの普及と交流を深めるために障害者スポーツ大会を実施する。（全国障害者スポーツ大会への派遣選手の選考を兼ねる）	1,662	1,693	1,665
⑦全国障害者スポーツ大会への選手団派遣事業（昭和40年度創設）	平成26年度（11月1日（土）～3日（月））「長崎がんばらば大会」（長崎県）	10,476	11,140	11,121
⑧広島県知的障害者スポーツ大会開催事業（平成7年度創設）	知的障害者スポーツの普及と交流を深めるために知的障害者スポーツ大会（おリッパ）を実施する。（全国障害者スポーツ大会への派遣選手の選考を兼ねる）	180	180	180
⑨全国障害者スポーツ大会バスケットボール競技中国・四国ブロック予選会開催事業	全国障害者スポーツ大会バスケットボール競技の中国・四国ブロック予選会を開催する。	1,404	0	0
⑩スポーツ協会設立検討会開催費用	県内における障害者スポーツの振興の在り方及び障害者スポーツ協会の設立等について検討を行う。	678	0	0
【障害別分野】				
身体障害者支援				
⑪点訳・音訳奉仕員養成事業（昭和45年度創設）	点訳または音訳に必要な技術等の指導を行って、これらに従事する点訳奉仕員・音訳奉仕員を養成する。	480	534	534
⑫要約筆記者養成事業（平成24年度創設）	専門技能を有する要約筆記者及び要約筆記奉仕員の養成に指導的役割を果たす指導者を養成する。	2,388 [561]	2,388 [557]	1,790
⑬手話通訳者養成・研修事業（平成2年度創設）	専門技能を有する手話通訳者及び手話奉仕員の養成に指導的役割を果たす手話通訳者を養成する。	3,004 [1,423]	3,004 [1,416]	2,553
⑭字幕入り映像ライブラリー等製作貸出事業（平成2年度創設）	字幕・手話を挿入したテレビ番組等のビデオカセットテープ等の製作、貸し出しを行う。	648	720	720
⑮要約筆記者派遣ネットワーク事業（平成23年度創設）	要約筆記を必要とする者が、社会生活上必要と認められる外出をする場合、その目的地において必要となる要約筆記者を確保するためのネットワークを整備する。	3,940	3,929	2,689
⑯手話通訳者派遣ネットワーク事業（平成元年度創設）	手話通訳を必要とする者が、社会生活上必要と認められる外出をする場合、その目的地において必要となる手話通訳者を確保するためのネットワークを整備する。	3,620	3,609	2,689
⑰盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業（平成18年度創設）	盲ろう者の自立と社会参加をはかるため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣する。	12,069 [8,661]	12,057 [8,536]	8,966
⑱視覚障害者移動支援従事者資質向上研修（平成20年度創設）	視覚障害者移動支援従事者の資質向上を図るため、社会福祉法人日本盲人会連合が実施する「視覚障害者移動支援従事者資質向上研修」の参加者の旅費を負担する。	180	31	65
⑲身体障害者補助犬育成事業（平成元年度創設）	就労等により社会活動への参加に効果があると認められる重度の身体障害者に身体障害者補助犬を貸与する。	6,338	6,230	6,230
⑳盲ろう者通訳・介助員養成・研修事業（平成10年度創設）	視覚及び聴覚に重複した障害がある盲ろう者とのコミュニケーション手段の技術等の指導を行って、通訳・介助員を養成する。	2,116 [1,229]	2,116 [1,223]	1,060
㉑進行性筋萎縮症者（児）療養相談事業（昭和54年度創設）	進行性筋萎縮症を原疾患とする身体障害者（児）に対し、検診を行うとともに、療養方法、日常生活、更生援護に関する相談に応じ、必要な指導を行う。	198	220	220
㉒障害者社会参加推進センター設置事業（平成2年度創設。平成10年度改組）	障害者の社会参加を推進する拠点として設置する障害者社会参加推進センターの運営に要する経費を助成する。	6,226	6,226	6,226
㉓「障害のある人びとの福祉」発行事業	障害のある人びとの福祉の作製・配布（厚生環境事務所、市町、関係団体、施設等）	250	424	424

【負担割合：国1/2・県1/2、【 】：広島市、福山市負担金、⑦・⑩の事業は県10/10】

(注) 1. ⑤ ⑨ ⑩ ⑭ ⑱以外の事業は、広島県障害者社会参加推進センターに一括委託し、総合的に実施している。

2. ⑭の事業は、字幕入りDVD等の製作を（社）聴覚障害者情報文化センターに委託し、貸出を広島県聴覚障害者センターで行っている。

コ 市町障害者地域生活支援事業（予算額 713,735 千円）

障害者及び障害児等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町が実施する地域生活支援事業に対して補助する。

事業名		事業内容
必須事業	理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して障害者等に対する理解を深めるための研修・啓発を行う。
	自発的活動支援事業	障害者等、その家族、地域住民等が、地域において自発的に行う活動に対する支援を行う。
	相談支援事業	
	基幹相談支援センター等機能強化事業	専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センターが地域における相談支援事業者に対する専門的な指導・助言、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施する。
	住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	賃貸契約による一般住宅への入居に当たって支援が必要な障害者等に対する入居支援及び関係機関によるサポート体制の調整を行う。
	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬を助成する。
	成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を行う法人等の活動を支援する。
	意思疎通支援事業	手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、代筆、代読、音声訳等による支援事業など意思疎通を図ることに支障がある障害者等とその他の者の意思疎通を支援する。
	日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、障害者、難病患者等に対し介護・訓練支援用具、在宅療養等支援用具、排泄管理支援用具などを給付又は貸与する。
	手話奉仕員養成研修事業	日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する。
任意事業	移動支援事業	個別支援型、グループ支援型などの方法により、障害者等の社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための移動を支援する。
	地域活動支援センター機能強化事業	障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会を提供するとともに、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整や、雇用・就労が困難な在宅障害者に対する機能訓練、社会適応訓練等を実施する。
	日常生活支援	福祉ホームの運営
		訪問入浴サービス
		生活訓練等
		日中一時支援
		地域移行のための安心生活支援
		巡回支援専門員整備
		相談支援事業所等（地域選所事業者）における退院支援体制確保
	社会参加支援	協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援
		レクリエーション教室開催等
		文化芸術活動振興
		点字・声の広報等発行
		奉仕員養成研修
		複数市町村による意思疎通支援の共同実施促進
		自動車運転免許取得・改造助成
	権利擁護支援	成年後見制度普及啓発
		障害者虐待防止対策支援
	就業・就労支援	盲人ホームの運営
		重度障害者在宅就労促進（バーチャル工房支援）
		更生訓練費給付
		知的障害者職親委託
	障害支援区分認定等事務	

（注）広島市及び福山市を含む。

〔負担割合 国 1/2 以内、県 1/4 以内、市町 1/4〕

サ 施設サービスの利用等

第 21 表 指定障害者支援施設数の状況（平成 27 年 4 月 1 日現在）

（単位 所）

種 別		県分	広島市及び福山市分	合 計
昼 間 実 施 ス	施設入所支援	38	23	61
	生活介護	34	22	56
	自立訓練（機能訓練）	2	1	3
	自立訓練（生活訓練）	2	0	2
	就労移行支援（一般型）	2	1	3
	就労移行支援（資格取得型）	0	0	0
	就労継続支援B型	6	1	7

（注）児童福祉法に規定する福祉型障害児入所施設で、18 歳以上の入所者も利用させることとした障害者支援施設を除く。

第 22 表 指定障害者支援施設の定員及び利用人員の状況（平成 27 年 4 月 1 日現在）

（単位 所、人、％）

区 分		施設数	定 員	利用人員	内 他 県 利用人員	利用率
昼 間 実 施 ス	施設入所支援	61	3,150	3,027	98	96.1
	生活介護	56	2,952	2,861	83	96.9
	自立訓練（機能訓練）	3	87	51	1	58.6
	自立訓練（生活訓練）	2	18	10	0	55.6
	就労移行支援（一般型）	3	32	15	3	46.9
	就労移行支援（資格取得型）	0	0	0	0	-
	就労継続支援B型	7	274	245	16	89.4

（注）広島市及び福山市を含む。

第 23 表 指定障害児入所施設等の定員及び利用人員の状況（平成 27 年 4 月 1 日現在）

（単位 所、人、％）

区 分	施設数	定 員	利 用 人 員				利用率
			県 分	広島市分	他県分	計	
福祉型障害児入所施設	9	251	166	61	3	230	92.0
医療型障害児入所施設	8	500	295	154	9	458	91.6
指定医療機関（重心）	2	220	83	92	24	199	90.4
指定医療機関（肢体）	1	10	4	1	1	6	60.0
合 計	20	981	548	308	37	893	91.0

（注）1. 県分に福山市を含む。

〔負担割合 県分 国 1/2, 県 1/2〕

2. 定員、利用人員及び利用率は、障害福祉サービス分を含む。

3. 指定医療機関（肢体）の定員については、全体の定員（120 人）から療養介護の定員（110 人）を除いた数。

第 24 表 指定障害児通所支援事業の状況（平成 27 年 4 月 1 日現在）

（単位 所）

区 分	事業所数	支援の種類				
		児童発達支援 （センター）	児童発達支援 （センターを 除く。）	医療型児童発 達支援	放課後等デイ サービス	保育所等訪問 支援
県 分	145	9	57	2	109	21
広島市分	128	7	35	2	113	4
計	273	16	92	4	222	25

（注）1. 県分に福山市を含む。

〔負担割合 国 2/4, 県 1/4, 市町 1/4〕

2. 休止中の事業所を除く。

(2) 相談支援体制の構築（予算額 84,098 千円）

ア 県立身体障害者更生相談所、こども家庭センター（児童相談所、知的障害者更生相談所）における相談指導

知的障害児、重症心身障害者（児）に対し、生活、教育、職業及び医療等の各種の相談に応じ、施設入所の委託等の必要な措置を行う。

また、身体障害者及び知的障害者について、同様の措置を行う市町を支援する。

第 25 表 障害児・知的障害者の相談・措置等の状況（県分）

（単位 件）

区 分		こども家庭センター		
			知的障害者更生相談所分	児童相談所分
平成 26 年度	相談指導	3,785	1,543	2,242
	施設給付費支給決定施設措置	81	—	81
平成 25 年度	相談指導	3,850	1,617	2,233
	施設給付費支給決定施設措置	71	—	71
平成 24 年度	相談指導	3,506	1,407	2,099
	施設給付費支給決定施設措置	130	—	130

（注）広島市を除く。

第 26 表 身体障害者の更生相談の状況

（単位 人、件）

区 分		相談等実人員	相談件数	判定件数
県立身体障害者 更生相談所	平成 26 年度	3,671	3,426	2,356
	平成 25 年度	3,528	3,337	2,400
	平成 24 年度	3,696	3,544	2,685

（注）広島市を除く。

イ ろうあ者専門相談員の設置（予算額 18,804 千円）

次の機関に、ろうあ者専門相談員各 1 名（計 6 名）を設置し、手話によってろうあ者の相談に応じている。

障害者支援課・西部厚生環境事務所呉支所・東部厚生環境事務所（昭和 56 年度設置）、東部厚生環境事務所福山支所（昭和 47 年度設置）、北部厚生環境事務所（昭和 49 年度設置）、
県立身体障害者更生相談所（昭和 45 年度設置）

第 27 表 ろうあ者専門相談員の活動状況

（単位 件、人）

区 分	家族関係	結婚・離婚	生活・生計	職業職場関係	住居	健康・医療	教育・育児	施設	補装具 日常生活用具	障害者手帳	年金・保険	その他	計	相談指導実人員
26年度	61	6	238	84	21	283	9	22	97	1	44	778	1,644	1,036
25年度	64	6	238	106	42	272	17	31	94	5	48	571	1,494	1,022
24年度	107	51	262	200	36	287	29	27	104	7	66	563	1,739	1,120

ウ 障害児等療育支援事業（予算額 24,183 千円）

障害児等地域療育を実施する施設が在宅の障害児等に対し療育相談・指導を行い、又保育所等施設に対する療育技術の指導を行う。（平成 8 年度創設）

○ 実施施設 障害児施設，障害者施設

施設・事業種別	施設・事業所名	住所	法人名
福祉型児童発達支援センター	呉本庄つくし園	呉市焼山北	（社福）呉福祉会
児童発達支援事業所	デイサービスひろば	竹原市中央	（社福）中国新聞社会事業団
福祉型児童発達支援センター	あいあい	尾道市木ノ庄町	（社福）尾道さつき会
福祉型児童発達支援センター	あづみ園	尾道市久保町	（社福）あづみの森
福祉型児童発達支援センター	「ゼノ」こぼと園	福山市沼隈町	（社福）「ゼノ」少年牧場
福祉型障害児入所施設	福山六方学園地域療育支援センター あしすと	福山市卸町	（社福）創樹会
福祉型児童発達支援センター	草笛学園	福山市加茂町	（社福）こぶしの村福祉会
	ひかり園	福山市草戸町	
医療型障害児入所施設	子鹿医療療育センター	三次市粟屋町	（社福）ともえ会
医療型児童発達支援センター	若草園	東広島市西条町	（社福）広島県福祉事業団
医療型障害児入所施設			
医療型障害児入所施設	わかば療育園	東広島市八本松町	（社福）広島県福祉事業団
—	広島西こども発達支援センター くれよん	廿日市市新宮	（社福）くさのみ福祉会
福祉型児童発達支援センター	柏学園	安芸郡府中町	（社福）柏学園

（注）1. 広島市を除く。

〔負担割合 県 10/10〕

2. 若草園については、療育拠点施設事業も併せて実施。
3. わかば療育園については、療育拠点施設事業のみを実施。

エ 相談支援従事者等研修事業（予算額 7,030 千円）

（ア）相談支援従事者研修（初任者・現任）

相談支援従事者の養成・資質向上を図るため、研修を実施する。

（平成 26 年度研修開催実績）

区 分	初任者研修	現任研修
対 象 者	市町職員，相談支援事業所職員等（新規従事者を対象）	同左の者で初任者研修の修了者（実務経験概ね 5 年程度）
研修修了者数	633 名	134 名

（イ）障害福祉サービスの利用決定等に係る研修

障害福祉サービスの利用決定等を円滑に行うため、障害支援区分認定調査員，市町審査会委員の研修を実施する。（平成 26 年度から障害程度区分は障害支援区分へ見直し）

（平成 26 年度研修開催実績）

区 分	障害支援区分認定調査員研修（初任者研修）	障害支援区分認定調査員研修（現任研修）	市町審査会委員研修
対 象 者	市町職員，相談支援事業所職員等（新規従事者）	市町職員，相談支援事業所職員等（初任者研修修了者）	市町審査会の委員
研修修了者数	139 名	75 名	98 名

（ウ）サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に係る研修

利用者の状態に応じた適切な支援を行うための個別支援計画の策定等を行うサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修を実施する。

（平成 26 年度研修開催実績）

区 分	対 象 者	研修修了者数
サービス管理責任者研修	事業所職員等	329 名
児童発達支援管理責任者研修	〃	148 名

(工) 強度行動障害支援者養成研修

強度行動障害がある人に対して、障害福祉サービス事業所等において適切に支援を行うため、支援者（事業所従事者）に基礎的な知識と技術に関する情報を提供する。（平成 26 年度新規研修）

（平成 26 年度研修開催実績）

区 分	対 象 者	研修修了者数
強度行動障害支援者養成研修	事業所職員等	42 名

(オ) その他（国相談支援従事者指導者養成研修等への派遣）

県が実施する相談支援従事者研修等に係る講師の養成を図るため、国が実施する相談支援従事者指導者養成研修、サービス管理責任者等指導者養成研修及び障害支援区分認定調査員指導者研修へ人材を派遣する。

オ 発達障害者支援センター運営事業（予算額 21,241 千円）

発達障害児（者）及びその家族等に対する支援体制の充実を図る。（平成 17 年度創設）

- 実 施 主 体 県
- 事業委託法人 社会福祉法人 つつじ（東広島市八本松米満）
- 事業概要 相談・療育・就労支援、普及啓発・研修、関係機関の連絡調整

第 28 表 発達障害者支援センター事業実績（平成 26 年度）

事 業 内 容		実 績			
相談支援・発達支援	実支援人数・延支援件数	実支援人数	211 人	延支援人数	719 件
	医学的診断、心理学的判定	実診断人数	0 人	実判定人数	10 人
	夜間等の緊急時保護、行動障害による一時保護	実支援人数	0 人	延支援人数	0 件
	相談支援・発達支援に伴う情報共有等（調整会議）	6 件			
	相談支援・発達支援に伴う関係機関職員への助言（機関コンサルテーション）	26 件			
相談支援・就労支援	実支援人数・延支援件数	実支援人数	57 人	延支援人数	260 件
	相談支援・就労支援に伴う情報共有等（調整会議）	12 件			
	相談支援・就労支援に伴う関係機関職員への助言（機関コンサルテーション）	0 件			
	職場拡大のための企業等への啓発活動	5 件			
地域住民に対する普及啓発	パンフレットの作成等	10 件			
	地域住民向け講演会も開催等	71 回			
関係施設及び関係機関に対する普及啓発及び研修	センター主催又は共催で企画した研修	実施回数	34 回	延参加人数	732 人
	外部から講師依頼を受けた研修（講師派遣）		79 回		1,622 人
	（再掲）教育関係者との合同研修会		30 回		723 人
関係施設・関係機関等の連携	連絡協議会の開催状況	実施回数		2 回	
	障害者総合福祉法第 89 条協議会等への参加状況			10 回	
	他の協議会への参加状況			30 回	
職員へ研修派遣状況		参加回数		5 回	
職員の支援等に関する専門性の確認状況		評価回数		6 回	

〔負担割合 国 1/2、県 1/2〕

カ 発達障害地域支援体制推進事業（予算額 12,840 千円）

発達障害児（者）とその家族が、地域で安心して生活できる体制を整えるため、次の事業を行う。

(ア) 発達障害地域支援体制マネジメント事業

発達障害児とその家族にとって身近な市町、事業所、医療機関、学校等において、本人の障害特性に合わせた個別の支援が重層的に行われる体制づくりを推進するため、発達障害者支援センターに発達障害地域支援マネジャーを 2 名配置し、市町への巡回指導や助言を行うとともに、支援人材

の養成研修などを実施する。

(イ) 支援者向け人材育成研修

- ・発達障害支援スキルアップ研修
- ・障害児通所支援事業所職員等対象アドバンス研修
- ・教育支援スキルアップ研修

(ウ) 県民向け発達障害啓発事業

地域生活のあらゆる場面で、発達障害が理解され適切な配慮が受けられるよう、地域住民を対象としたセミナーやイベントを開催する。

(3) 権利擁護の推進（予算額 9,933 千円）

障害者虐待防止・権利擁護推進事業（予算額 9,933 千円）

「障害者虐待防止法」に基づき、県障害者権利擁護センターの運営や人材の養成等により、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応及びその後の適切な支援の確保を図る。（平成 23 年度創設）

ア 障害者虐待防止ネットワーク推進会議

障害者虐待防止・権利擁護を適切に実施するための体制整備を行う。

イ 県障害者権利擁護センター運営費

使用者による障害者虐待に係る通報受付、障害者又は養護者からの相談への対応、その他虐待防止等のために必要な支援等を行う。（事業委託法人：社会福祉法人 広島県社会福祉協議会）

ウ 障害者虐待防止・権利擁護研修

市町、障害福祉事業所等を対象とした研修会を実施する。

エ 指導者養成研修

指導者養成のため、国が開催する研修に人員を派遣する。

第 29 表 障害者虐待防止・権利擁護推進事業実績（平成 26 年度）

事 業 内 容			実 績	
障害者虐待防止ネットワーク推進会議			実施回数	1 回
県障害者権利擁護センター運営	相談援助	問合せ件数	16 件	
		相談件数	身体障害者	7 件
			知的障害者	6 件
			精神障害者	15 件
			不明・その他	10 件
			合計	38 件
	広報・啓発	パンフレット	1 件	4,000 部
		事業内容説明	4 回	
障害者虐待防止・権利擁護研修			実施回数	2 回
			出席者数	490 人
指導者養成研修			出席者数	4 人

〔負担割合 県障害者権利擁護センター運営 県 10/10 その他 国 1/2 県 1/2〕

4 暮らしやすい社会づくり

バリアフリーの推進（福祉のまちづくりの推進）

「広島県福祉のまちづくり条例」（平成 7 年条例第 4 号）に基づき、福祉のまちづくりが円滑に推進されるよう県民意識の啓発・醸成を図るため、行政、事業者団体、当事者団体等で組織する「広島県福祉のまちづくり推進協議会」と連携して各種普及啓発事業を実施する。

5 自立と社会参加の促進（予算額 88,026 千円）

(1) 雇用・就労の促進（予算額 45,132 千円）

ア 障害者の経済的自立支援事業（予算額 5,162 千円）

障害者の経済的な自立を伴った地域生活への移行を推進するため、平成 27 年 6 月に策定した「広島県工賃向上に向けた取組（第 2 期）」をもとに、障害者施設における事業活動の充実及び工賃（利用者が得る事業活動の対価）の向上を図る取組を支援する。

事業名	事業概要	負担割合
事務所職員スキルアップ事業	事業所職員向けに、製品企画、営業ノウハウ等の専門知識の提供を行うセミナーを開催する。	国 1/2 県 1/2
専門家指導による技術・販売力向上事業	ひろしま S-I サミットの開催 (菓子類の技術指導、展示・品評による販売力向上)	国 1/2 県 1/2
共同受注窓口体制機能強化事業	障害者支援事業所の共同受注窓口機能の強化（企業営業や、共同受注・共同製品開発等を企画、提案等を行う人材の設置）	県 10/10

イ 障害者就業・生活支援センター運営事業（予算額 39,970 千円）

障害者就業・生活支援センターを設け、障害者に対し、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援等を行う。（平成 14 年度創設）

第 30 表 障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）の実施状況

（単位 所）

区分	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
実施か所数	7	7	7

（注）実施か所数は各年度 4 月 1 日現在の数値としている。

ウ 障害者就労施設等の製品に対する優先的発注

障害者就労施設等の活性化を図り、障害者の経済的自立を支援するため、障害者就労施設等の製作した物品について優先的発注を行う。

(2) 情報の保障の強化（予算額 42,894 千円）

ア 利用しやすい情報環境の整備（予算額 3,648 千円）

(ア) 障害者社会参加推進事業（情報支援）（予算額 28,144 千円（再掲））

- ・点訳・音訳奉仕員養成事業
- ・要約筆記者養成事業
- ・手話通訳者養成・研修事業
- ・盲ろう者通訳・介助員養成・研修事業
- ・視覚障害者移動支援従事者資質向上研修
- ・要約筆記者派遣ネットワーク事業
- ・手話通訳者派遣ネットワーク事業
- ・盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業
- ・音声機能障害者発声訓練・指導者養成事業

(イ) 障害者 IT サポートセンター設置事業（予算額 3,648 千円）

障害の特性に配慮したパソコン講習会の実施や在宅のボランティア派遣などの IT に関する支援を、委託し実施する。（平成 16 年度創設）

イ コミュニケーション支援体制の充実（予算額 39,246 千円）

（ア）県立視覚障害者情報センターの運営（予算額 31,932 千円）

県立視覚障害者情報センターは、点字刊行物、視覚障害者用の録音物の閲覧及び貸し出しをするとともに、点訳・朗読奉仕員の養成事業を行っている。（昭和 37 年度創設）

○ 実施主体 社会福祉法人 広島県視覚障害者団体連合会（指定管理者）

住 所 広島市東区戸坂千足二丁目 1-5

電話番号 (082) 229-7878

第 31 表 視覚障害者情報センターの蔵書状況（平成 27 年 3 月 31 日現在）

（単位 タイトル）

区 分	数
点 字 図 書	11,106
カセットテープ図書	11,737
デージー図書	8,008

（イ）聴覚障害者社会参加支援事業（予算額 4,118 千円）

聴覚障害者に対する情報提供、障害者全体の交流促進の場を提供する。（平成 12 年度創設）

設置場所：広島県社会福祉会館 5 階

（ウ）【新】聴覚障害者情報提供施設整備事業（予算額 3,196 千円）

聴覚障害の情報・意思疎通支援の拠点施設として、身体障害者福祉法が定める聴覚障害者情報提供施設を整備することにより、障害者の積極的な社会参加を推進し、一般県民と聴覚障害者の交流促進を図る。（平成 27 年度創設）

○ 整備計画

場所	広島県健康福祉センター 2 階（広島市南区皆実町一丁目 6-29）
運営方法	公の施設とし、指定管理者制度を導入
設備概要	手話・字幕入りビデオの制作室、貸出利用室、研修室、相談室、交流スペース、情報提供スペース等
スケジュール	○平成 27 年度 実施設計 ○平成 28 年度 改修工事、運営開始

（3）スポーツ、文化芸術活動等の振興

障害者社会参加推進事業（スポーツ振興等地域交流支援）（予算額 14,768 千円（再掲））

- ・スポーツ指導員養成事業
- ・広島県障害者スポーツ大会開催事業
- ・全国障害者スポーツ大会への選手団派遣事業
- ・広島県知的障害者スポーツ大会開催事業
- ・全国障害者スポーツ大会バスケットボール競技中国・四国ブロック予選会開催事業
- ・スポーツ協会設立検討会開催費用

6 社会福祉施設の整備等（予算額 1,909,207 千円）

（1）障害者施設等の整備

障害者の地域生活移行、就労支援等を図るため、計画的な整備を推進する。

平成 26 年度の整備実績は、次表のとおりである。

第32表 平成26年度施設等の整備実績

施設種別	施設名	設置主体	整備区分	整備概要	定員	整備場所	備考
就労継続支援B型	スマイル小泉	(NPO)スマイル小泉	大規模修繕	軽量鉄骨造平屋建	20人	三原市	
就労継続支援A型	ボナベティ尾道事業所	(株)ラトリエ・ドウ・ボナベティ	創設	木造平屋建	30人	尾道市	
共同生活援助	シェアハウス	(社福)萌え木の里	創設	鉄骨造平屋建	6人	尾道市	
共同生活援助	六方グループホーム「東高須」	(社福)六方学園	創設	鉄骨造平屋建	8人	東広島市	
多機能型事業所	障がい者社会就労センター三次	(社福)備北福祉会	創設	木造2階建	40人	三次市	

(注) 広島市及び福山市の所管分を除く。

〔負担割合 補助基本額に対し、国2/3、県1/3〕

(2) 県立社会福祉施設の運営

社会福祉施設を設置し、これらの施設を総合的かつ効率的に経営するため、平成17年度及び18年度から、指定管理者制度の導入により、運営の委託を行っている。

- 指定管理者 社会福祉法人 広島県福祉事業団
- 指定管理者 社会福祉法人 広島県視覚障害者団体連合会（視覚障害者情報センター）

第33表 県立社会福祉施設の状況（平成27年4月1日現在）

(単位 人)

施設名		定員	施設の目的
障害者リハビリテーションセンター	医療センター	病床数 160	身体障害者の医療及び更生のために必要な相談、診断、評価、治療及び訓練を行い、社会復帰の促進を図る。
	若草園	入所 62 通所 10	肢体不自由児を入所又は通所させて治療するとともに、独立自活に必要な知識、技能を与える。
	若草療育園	入所 53	重度の知的障害及び肢体不自由が重複している児童及び18歳以上の者を入所させて保護するとともに、治療及び日常生活の指導を行う。
	あけぼの	入所 70 日中 80	障害者に対して施設入所支援を行うとともに、生活介護、自立訓練又は就労移行支援を行う。
	スポーツ交流センター	—	身体障害者に対して各種の相談に応じるとともに、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進、及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する。
福山若草園	福山若草育成園	通所 20	肢体不自由児を通所させて治療するとともに、独立自活に必要な知識、技能を与える。
	福山若草療育園	入所 54	重度の知的障害及び肢体不自由が重複している児童及び18歳以上の者を入所させて保護するとともに、治療及び日常生活の指導を行う。
障害者療育支援センター	松陽寮	入所 148 日中 174	障害者に対して、施設入所支援を行うとともに、生活介護又は自立訓練を行う。
	わかば療育園	入所 55	重度の知的障害及び肢体不自由が重複している児童及び18歳以上の者を入所させて保護するとともに、治療及び日常生活の指導を行う。
視覚障害者情報センター		—	点字刊行物、視覚障害者用の録音物の閲覧及び貸し出しをするとともに、点訳・朗読奉仕員の養成事業を行う。

(3) 福山若草園の移転に伴う旧福山若草園の土地及び建物等整理事業（予算額 318,341 千円）

県立福山若草園の新築移転に伴い、旧施設の建物解体工事及び借地返還に必要な地質調査等を実施する。（平成 26 年度創設）

(4) 県立障害者療育支援センター耐震等改修事業（予算額 1,590,866 千円【債務 2,827,007 千円】）

県立障害者療育支援センターの耐震整備及び松陽寮の全面改修を実施し、県中央部の障害者支援体制の確保を図る。（平成 25 年度創設）